

# 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業の流れ

- ★商店街の空き店舗で、お店を新規に開業したい。
- ★出店したい場所が決まった。
- ★県・市町の空き店舗関係の助成制度が知りたい。

相談・問い合わせ →

出店先の市役所・町役場、  
商工会・商工会議所又は  
ひょうご産業活性化センター

**(注) 市町の補助・助成制度を利用することが補助要件となりますので、ご注意ください。**

※空き店舗活用補助、起業支援補助、創業支援補助、新規出店補助等、市町によって制度名称が異なります。

## = 事業計画書(案)の提出 =

(提出書類は、活性化センターホームページからダウンロードしてください。)

- ①事業計画書 ②事業計画書(記載例) ③開業資金計画、収支計画用の計算書

(注) 市町へ提出する事業計画書の様式は、出店先市町の担当者にご確認ください。

## = 活性化センターへの商業アドバイザーの派遣申込み =

活性化センターに商業アドバイザー派遣申込みをしてください。

※派遣回数(1~2回)に応じて謝金・旅費の1/3の費用負担があります。

(注) 市町、商工会・商工会議所から専門家による同様の支援を受けている等の理由により、  
アドバイザー派遣を希望しない場合は、ご相談ください。

(提出書類は、活性化センターホームページからダウンロードしてください。)

- ①商業アドバイザー派遣申込書 ②商業アドバイザー派遣申込書(記載例)

アドバイザー派遣を  
受ける日程調整

★活性化センターへの派遣費用入金確認後

**★アドバイザー派遣による事業計画のブラッシュアップ**

## = 活性化センターへの補助金交付申請 =

(提出に必要な書類は、事業計画書の最終ページをご参照ください。)

- ①事業計画書(修正版) ②活性化センターの補助金交付申請書  
③市町の補助金等交付決定通知書(又は交付申請書)  
④誓約・同意書 ⑤商店街代表者の同意書  
⑥店舗賃貸借の見積書(又は契約書)、工事見積書、設計図面 など

審査

活性化センターの交付決定通知

(注) 審査がありますので、アドバイザー派遣の申込みから交付決定まで、1か月~2か月程度かかります。

事業着手

【活性化センターの交付決定通知書の日付以降】

★改装工事請負契約締結

工事

開業

(注)

市町によっては、補助金交付決定前の店舗賃貸借契約の締結を認めていないケースもありますので、ご注意ください。